

未定稿

# 家畜遠隔流通体制転換実証事業 Q & A

注：Q & Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることを留意願います。

令和5年12月26日版

# 目次

## I 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 問 1 この事業の目的は何ですか。
- 問 2 事業内容を教えてください。
- 問 3 メニュー 1 と 2 は何が違うのですか。
- 問 4 予算額、実施箇所数、実施期間を教えてください。
- 問 5 どのような事業者が事業実施主体になれるのですか。
- 問 6 コンソーシアムの構成員や、事務局となる構成員に要件がありますか。
- 問 7 コンソーシアムで行う事業と、農業協同組合単体で行う事業と並行して補助事業を実施してもよいですか。
- 問 8 補助率及び補助対象となる経費を教えてください。
- 問 9 生体家畜とはどの畜種を指していますか。
- 問 10 実施要件を教えてください。
- 問 11 どこに事業実施の申請をすればいいのでしょうか。
- 問 12 実証の成果はいつまでに出せばいいのでしょうか。
- 問 13 実証の成果が出なかった場合は、補助金返還になりますか。
- 問 14 なぜメニュー 2 のみ、定量的な成果目標の設定が必要なのでしょうか。
- 問 15 定量的な成果目標は、どのように設定したらいいのでしょうか。

## II 海上・鉄道輸送の活用の実証・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

- 問 16 対象経費のうち、資材費、機器等購入費、輸送費、委託料、旅費とはどのような経費が対象となるのでしょうか。
- 問 17 事業実施前からフェリーを活用している場合も事業を活用できますか。

## III 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証・・・・・・・・ P 7

- 問 18 なぜ簡易畜舎／簡易堆肥舎を対象としているのですか（なぜ通常の畜舎／堆肥舎は対象外としているのですか）。
- 問 19 簡易畜舎／簡易堆肥舎とはどのようなものを指すのですか。
- 問 20 中継拠点の簡易畜舎等について、土台をコンクリートで固める必要があり、基礎工事が発生しますが、補助対象となりますか。
- 問 21 中継拠点の簡易畜舎の基準事業費 29 千円／㎡について、土台をコンクリートで舗装する費用は含まれますか。
- 問 22 照明は補助対象になりますか。
- 問 23 トラックの荷台に乗せたり、荷台から降ろしたりするためのスロープは補助対象になりますか。
- 問 24 家畜が逃げないようにする柵は補助対象になりますか。
- 問 25 簡易畜舎の事業費の上限単価に畜舎内のつなぎ柵等も含まれますか。
- 問 26 監視カメラ等、盗難予防のセキュリティー機器も補助対象になりますか。
- 問 27 家畜輸送車の消毒設備について、地面への掘り込み式の消毒槽とした場合に補助対象となりますか。
- 問 28 事務所や休憩スペースは補助対象になりますか。
- 問 29 ローダー等の作業機械は補助対象になりますか。
- 問 30 水道や電気が通っていない場合、それらの開通経費は補助対象になりますか。
- 問 31 中継拠点の場所は、家畜の移出入を行う産地以外の都道府県でなければいけませんか。

- 問 32 輸送用の貨物コンテナを改造し、中継拠点の簡易畜舎代わりに活用する場合に、補助対象となりますか。
- 問 33 設置した中継拠点の簡易畜舎等の場所を移動しても良いですか。

## I 概要

問1 この事業の目的は何ですか。

(答)

- 1 肉用子牛や乳用初妊牛などの生体家畜の長距離・広域流通は、輸送中の暑熱対策、荷台の洗浄・衛生管理といった生体家畜の取扱いや輸送のノウハウが求められ、高温に伴う死亡や瑕疵のリスクから長距離のフェリー輸送に向かない等の特殊性があります。
- 2 このため、生体家畜の流通は大部分を陸上輸送に依存せざるを得ない状況にありますが、2024年度からトラックドライバーの時間外労働や拘束時間等の上限規制等が強化されるため、生体家畜の長距離・広域流通における物流逼迫や備車リードタイムの長期化などの影響が懸念され、その対応が課題となっています。
- 3 家畜遠隔流通体制転換実証事業では、家畜の移出入を行う産地や生体家畜の輸送業者等が一体となり、海上・鉄道輸送の活用や陸路でのリレー輸送など流通体制の転換を目指す実証的取組を支援し、将来に渡り持続的な家畜流通体制の確立を図ることを目的としております。

問2 事業内容を教えてください。

(答)

- 1 本事業の支援内容は以下のとおりです。
  - (1) 海上・鉄道輸送の活用の実証  
陸上輸送と海上又は鉄道輸送の組合せによる流通体制の転換について実証するための機器・設備の導入、流通モデル構築のための検討会、調査、試験等の実施
  - (2) 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証  
中継拠点を活用し、効率的なリレー輸送を実現するための機器・設備の導入、中継拠点等の運営、家畜専用トレーラー（荷台）の開発・導入、流通モデル構築のための検討会、調査、試験等の実施
- 2 なお、(1)及び(2)の全てに取り組む必要はなく、事業実施主体ごとの事情に応じて必要な実証の取組を選択してください。

問3 問2の(1)の実証と(2)の実証は何が違うのですか。

(答)

- (1) は、陸上輸送と海上・鉄道輸送を組み合わせた輸送ルートの実証を行うことで、
- (2) は、中継拠点を活用したリレー輸送の実証を行うことで、流通体制の転換を図る

こととしております。

問4 予算額、実施箇所数、実施期間を教えてください。

(答)

- 1 令和5年度補正予算の予算額は150,335千円です。
- 2 実施箇所数に制限はありません。予算額の範囲内で採択することとなります。
- 3 実施期間は、原則、補助金の交付決定を受けた年度の年度末まで（令和5年度末まで）となります。

問5 どのような事業者が事業実施主体になれるのですか。

(答)

- 1 本事業は、2024年問題に対応できない既存の輸送ルートの転換を実証するための事業であるため、家畜の輸送の受委託を行う関係者により構成されるコンソーシアム、もしくは、家畜の生産に留まらず輸送までを行う生産者団体等を事業実施主体としております。
- 2 なお、本事業は喫緊の課題である2024年問題への対応のための事業であり、その成果の持続性や波及効果の観点から、畜産業界と物流業界の連携するコンソーシアムや生産者団体を対象としており、単独の畜産農家（個人または法人を問わない。）又は輸送業者だけでは事業実施主体にはなれません。

問6 コンソーシアムの構成員や、事務局となる構成員に要件がありますか。

(答)

- 1 コンソーシアムの構成員は、移出入産地の畜産農家等（畜産を営む者又は農業者の組織する団体）が中心となり、輸送業者やその他関係者を構成員としてください。
- 2 特に中継拠点を活用したリレー輸送等の実証の取組を実施する場合は、①移出入産地を所管する全国団体である生産者団体が構成員に入っていること、②実証する輸送ルートに関係する輸送業者の全てが構成員に入っていることが望ましいと考えます。
- 3 コンソーシアムの事務局は、コンソーシアムのいずれかの構成員に担っていただきますが、構成員が事務局を担うにあたっての要件はありません。コンソーシアム内で合意を得て、事務局を担う構成員を決定してください。ただし、円滑に事業を実施する上では、事務局は事業実施箇所に置くことが望ましいと考えます。

問7 コンソーシアムで行う事業と、農業協同組合単体で行う事業と並行して補助事業を実施してもよいですか。

(答)

1 コンソーシアムとしての事業実施と、農業協同組合単独での事業実施を並行しても構いませんが、事業の経費が2つの事業実施主体で重複することは絶対に認められません。

このため、その場合には補助金の執行管理や書類整理等には十分ご注意ください必要があります。

問8 補助率及び補助対象となる経費を教えてください。

(答)

1 補助率及び補助対象となる経費は以下のとおりです。

(1) 海上・鉄道輸送の活用の実証

陸上輸送と海上又は鉄道輸送の組合せによる流通体制の転換について実証するための機器・設備の導入（補助率：定額）、流通モデル構築のための検討会、調査、試験等の実施（補助率：定額）

(2) 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証

中継拠点を活用し、効率的なリレー輸送等を実現するための機器・設備の導入（補助率：1／2以内）、中継拠点の運営（補助率：定額）、家畜専用トレーラー（荷台）の開発・導入（補助率：1／2以内）、流通モデルの構築のための検討会・調査・試験等の実施（補助率：定額）

※基準事業費の簡易畜舎 29 千円／m<sup>2</sup>、簡易堆肥舎 29 千円／m<sup>2</sup>、外周フェンスは 34 千円／mが補助対象となる事業費の上限となります。

2 本事業の実証に必要な経費と明確に区分でき、証拠書類によって金額等を確認できるものだけが補助対象となりますので、ご注意ください。

問9 生体家畜とはどの畜種を指していますか。

(答)

1 事業の対象となる生体家畜は、肉用牛、乳用牛、豚、鶏、馬、めん羊、山羊の他、農政局長等が特に認める畜種となります。

2 肉用牛、乳用牛、豚、鶏、馬、めん羊、山羊以外の畜種について事業を実施する場合、事業実施主体はその畜種について事業を実施する必要性について客観的根拠等を記載した理由書を作成し、地方農政局長等と協議を行ってください。

3 なお、畜産物の供給を目的としない愛玩動物、狩猟鳥獣、実験動物、展示用動

物、競走用動物等は対象となりません。

問 10 実施要件を教えてください。

(答)

- 1 本事業は、物流 2024 年問題に直面している生体家畜の長距離輸送・広域流通において、2024 年度以降も生体家畜の円滑な長距離輸送・広域流通が行われる体制を構築するための実証事業になります。
- 2 そのため、家畜の移出地から移入地までの間に複数の都道府県を通過する輸送であって、トラックドライバーの時間外労働の上限規制等が適用される 2024 年度以降、それ以前と同様の体制での輸送を維持することができなくなる長距離・広範囲での生体家畜の輸送を行っている実績が事業実施主体（コンソーシアムの場合は、その構成員でも可）にあることが事業の要件となっております。

問 11 どこに事業実施の申請をすればいいのでしょうか。

(答)

- 1 (1) 海上・鉄道輸送の活用の実証については、事業実施主体（コンソーシアムの場合はその事務局）の所在地を所管する地方農政局等に申請してください。(2) 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証については、中継拠点の場所を所管する地方農政局等に申請してください。((1) 及び (2) の両方に取り組む場合は、中継拠点の場所を所管する地方農政局等に申請してください。)
- 2 地方農政局等の連絡先などは、公募要領の別紙をご確認ください。

問 12 実証の成果はいつまでに出せばいいのでしょうか。

(答)

- 1 本事業は実証事業ですので、実証の成果について成果報告書を提出していただきます。成果報告書は目標年度に提出するものとしており、目標年度は以下のとおりです。
  - (1) 海上・鉄道輸送の活用の実証：事業完了年度の翌年度
  - (2) 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証：事業完了年度の 3 年後
- 2 ただし、1 (2) の中継拠点を活用したリレー輸送等の実証に係る成果報告書については、事業完了年度から 3 年が経過する前に、持続的な流通体制が確立出来た場合は、その年度に成果報告書を提出しても構いません。
- 3 また、1 (2) の中継拠点を活用したリレー輸送等の実証については、成果報告書

と別に定量的な成果目標も設定することが必要です。

問 13 実証の成果が出なかった場合は、補助金返還になりますか。

(答)

- 1 本事業は、実証事業であることを前提に、成果報告や成果目標について実施要領第 8 のとおり定めております。
- 2 海上・鉄道輸送の活用の実証については、本事業で行った輸送手段の転換実証における調査等の結果として改善が必要な点などの課題が見つかり、実証の中で実施した輸送方法のままでは持続的な流通体制とはいえないという場合も、それが分かったこと自体が実証の成果になると考えております。
- 3 中継拠点を活用したりレー輸送等の実証については、以下のとおりです。
  - (1) 成果報告については、目標年度が事業完了年度の 3 年後となっているため、事業完了後も課題解決を図りながら持続的な流通体制の確立を図り、成果報告書により実証の成果を報告してください。ただし、事業完了年度から 3 年が経過する前に、持続的な流通体制が確立出来た場合は、その年度に成果報告書を提出しても構いません。
  - (2) 成果目標については、実施要領第 14 のとおり、成果目標が達成されていないと判断された場合には改善計画を作成し、目標達成に努めてください。
- 4 実証事業であることや 2・3 を踏まえてもなお、事業の成果が出ていないと判断される場合や、事業の実施において不適切な点があった場合には補助金返還となる可能性があります。

問 14 なぜメニュー 2 のみ、定量的な成果目標の設定が必要なのでしょう。

(答)

- 1 メニュー 2 については、中継拠点に必要となる家畜管理、衛生管理のための設備を設置することが想定されることから、それらの設備が実証後も適切に利用されていることを確認するため、実施要領第 14 の 1 のとおり、目標年度の翌年度まで毎年度継続して達成状況を評価することとしております。

問 15 定量的な成果目標は、どのように設定したらいいのでしょうか。

(答)

- 1 輸送の実証の成果を適正に把握、検証できるように十分考慮して定量的な成果目標を設定してください(例:事業実施前の輸送頭数の維持)。複数の成果目標の設定を妨げるものではありませんが、1 つでも構いません。

- 2 また、外的要因を受ける成果目標の設定を行った場合であって、要領第 14 に定める事業評価の段階で外的要因を受けて目標達成が出来なかった場合には、要領に定める別記様式に、外的要因の影響を補正した実績により達成度を評価する資料を添付して提出してください。

## II 海上・鉄道輸送の活用の実証

問 16 対象経費のうち、資材費、機器等購入費、輸送費、委託料、旅費とはどのような経費が対象となるのでしょうか。

(答)

- 1 陸上輸送と海上または鉄道輸送を組み合わせた輸送の実証に必要な経費のうち、以下のものが補助対象となります。
  - (1) 資材費は頭絡等の資材を購入する経費
  - (2) 機器等購入費は温湿度計などの調査機器等の購入費
  - (3) 輸送費は事業実施主体が自ら家畜の輸送を行う場合に海上輸送や鉄道輸送を活用するにあたって必要となる乗船料等
  - (4) 委託料は事業実施主体自らが家畜の輸送を行わず貨物運送事業者（事業実施主体がコンソーシアムの場合、コンソーシアムの構成員である貨物運送事業者を除く。）に輸送を委託する場合の委託料
  - (5) 旅費は事業実施主体が家畜の輸送実証に伴って実施する調査・データ収集等のために必要な旅費
  
- 2 ただし、構成員に貨物運送事業者を含むコンソーシアムが事業実施主体となっていて、当該貨物運送事業者が定款等に掲げる事業内容と同一の輸送手段による輸送を、事業実施主体が外部に委託した場合の委託料については、補助対象外とします。  
(例：トラック輸送を事業として行う A 社が構成員にいるコンソーシアム（事業実施主体）が、A 社が輸送できる区間であるにも関わらず、構成員ではない B 社にその区間のトラック輸送を委託した場合の委託料は補助対象外。)

問 17 事業実施前からフェリーを活用している場合も事業を活用できますか。

(答)

- 1 本事業は、物流 2024 年問題により従来の陸上輸送のままでは家畜の輸送が出来なくなる場合に、海上輸送等を活用した流通体制の転換について実証し、持続的な家畜の輸送体制の確立を図ることを目的としているため、従来から恒常的にフェリー輸送していた区間は流通体制の転換には当たらず、本事業の対象とはなりません。

- 2 ただし、事業実施前から輸送区間のうち一部でフェリーを活用していたとしても、物流 2024 年問題に対応するため、陸上輸送区間の一部において新たにフェリーを活用する場合は、流通体制の転換に当たりますので、本事業の対象となります。

### Ⅲ 中継拠点を活用したリレー輸送等の実証

問 18 なぜ簡易畜舎／簡易堆肥舎を対象としているのですか（なぜ通常の畜舎／堆肥舎は対象外としているのですか）。

(答)

- 1 本事業では、家畜の長距離輸送・広域流通において、中継拠点に家畜を積み降ろし、別のドライバーの家畜運搬車に当該家畜を積み換えることで、2024 年度からのトラックドライバーの時間外労働や拘束時間等の上限規制等に対応することを目的とした畜舎整備となります。
- 2 その目的から、輸送する家畜を一時的に留めておくための畜舎等であり、家畜を常時飼養するための畜舎等ではないため、過大投資を防止する観点から、簡易畜舎及び簡易堆肥舎を対象としています。

問 19 簡易畜舎／簡易堆肥舎とはどのようなものを指すのですか。

(答)

- 1 本事業における簡易畜舎とは、設計や基礎工事を伴わず、簡易に設置できるもの(※)であって、木造 500 m<sup>2</sup>/棟以下、鉄骨 200 m<sup>2</sup>/棟以下の畜舎を指します。
- 2 簡易堆肥舎とは、1 と同様に (※) を指します。

問 20 中継拠点の簡易畜舎等について、土台をコンクリートで固める必要があり、基礎工事が発生しますが、補助対象となりますか。

(答)

- 1 基礎工事等が必要になる簡易畜舎等を整備する場合は、資材費（コンクリート代等を含む）は補助対象となりますが、工費、設計や整地の費用は補助対象外です。
- 2 また、簡易畜舎（上物部分）については、組立・設置費は補助対象とします。

問 21 中継拠点の簡易畜舎の基準事業費 29 千円/m<sup>2</sup>について、土台をコンクリートで舗装する費用は含まれますか。

(答)

- 1 土台をコンクリートで舗装する場合は、土台も含めた畜舎の平米単価で考えます。

問 22 照明は補助対象になりますか。

(答)

- 1 家畜の管理や積換えのための照明であれば、中継拠点に必要な簡易な家畜管理・積換え設備・機器であるため、補助対象となります。ただし、工事を伴わずに設置できる簡易なものに限ります（工事を伴う設備・機器の場合は、資材費のみ補助対象とします）。

問 23 トラックの荷台に乗せたり、荷台から降ろしたりするためのスロープは補助対象になりますか。

(答)

- 1 中継拠点に必要な簡易な積換え設備であるため、補助対象となります。ただし、設計や工事を伴わずに設置できる簡易なものに限ります（設計や工事を伴う設備・機器の場合は、資材費のみ補助対象とします）。

問 24 家畜が逃げないようにする柵は補助対象になりますか。

(答)

- 1 輸送中で慣れない環境に置かれている家畜の脱走防止を目的に、家畜の管理や積換えに必要な範囲において設置される柵（外周フェンス）は、34 千円/mの単価を上限に補助対象となります。
- 2 一方で、中継拠点の敷地全体の外周を囲うフェンスなど、家畜の管理や積換えに必要なといえる範囲を超える柵（外周フェンス）については、補助対象外です。

問 25 簡易畜舎の事業費の上限単価に畜舎内のつなぎ柵等も含まれますか。

(答)

- 1 スタクションや飼槽等の畜舎の付帯設備や消費税は、基準事業費の上限額には含まれておりません。

問 26 監視カメラ等、盗難予防のセキュリティー機器も補助対象になりますか。

(答)

- 1 中継拠点での家畜の管理や積換えにおける状態の確認に必要な家畜監視のためのカメラは補助対象となります。
- 2 盗難予防など防犯を目的としたセキュリティー設備・機器等については、補助対象外となりますので、自己資金で対応してください。

問 27 家畜輸送車の消毒設備について、地面への掘り込み式の消毒槽とした場合に補助対象となりますか。

(答)

- 1 掘り込み式の場合も畜舎と同じく、基礎工事等の費用は補助対象外となります。資材費（コンクリート代等含む）や設置する周辺設備は補助対象とできません（組立・設置費も補助対象）。

問 28 事務所や休憩スペースは補助対象になりますか。

(答)

- 1 中継拠点に積み降ろした家畜の管理や積換えに係る事務を行うための簡易な中継拠点管理設備・機器（仮設型ユニットハウス等）は補助対象です。ただし、簡易なものに限り、その規模は実施要領に基づいた最小限のものとしします。

問 29 ローダー等の作業機械は補助対象になりますか。

(答)

- 1 敷料や糞尿等を掃除するためのローダー等の作業機械は補助対象外です。

問 30 水道や電気が通っていない場合、それらの開通経費は補助対象になりますか。

(答)

- 1 上下水道、電力・通信網、道路などのインフラ整備は補助対象外です。

問 31 中継拠点の場所は、家畜の移出入を行う産地以外の都道府県でなければいけませんか。

(答)

- 1 本事業で対象となる長距離輸送・広域流通の定義は補助金交付等要綱の第4の(3)にあるとおりですが、事業の対象となる中継拠点は以下のとおりです。
  - (1) 移出地から移入地を除く輸送区間途中にある都道府県内の中継拠点
  - (2) 移出産地の都道府県内にある複数の畜産農家の家畜をまとめて長距離輸送・広域流通を行うために必要な、当該都道府県内における家畜の集積地となる中継拠点
  - (3) 長距離輸送・広域流通の終着地となる移入産地の都道府県内で複数の畜産農家に家畜を移動させる場合で、当該都道府県内でリレー輸送を実施する必要があるために設置される当該都道府県内の中継拠点

問 32 輸送用の貨物コンテナを改造し、中継拠点の簡易畜舎代わりに活用する場合に、補助対象となりますか。

(答)

- 1 輸送用の貨物コンテナを簡易畜舎代わりに活用したいという場合も、事業の趣旨等

に合った目的での導入であり、要綱・要領に沿っていて、事業計画として必要なものと認められる場合は対象となります。

問 33 設置した中継拠点の簡易畜舎等の場所を移動してもよいですか。

(答)

- 1 原則、認められませんので、計画時点でよく検討の上、事業を実施してください。  
ただし、事業計画時点では想定し得なかった事情により、やむを得ず設置した中継拠点の簡易畜舎等の場所を移動せざるを得ない場合は、補助金交付等要綱や実施要領に基づいて計画変更の手続きを行う必要がありますが、必ず承認されるものではないことにご留意ください。